

議事事務局告示第一号

広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県議会議長 林 正 夫

広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の組織に関する規程（昭和三十二年十二月十五日制定）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを次のように改める。

（課長代理、企画法制監、課長補佐、政務調査員、主幹、係長、主査、専門員及び主任）

第二条第一項中「主任企画員、主任専門員、企画員」を「主幹、主査」に改め、同条第三項中「総括」を「総括し、」に改め、同条第六項中「主任企画員」を「主幹」に、「主要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整」を「特定事項」に改め、同条中第七項を削り、同条中第八項を第七項とし、同条第九項中「企画員」を「主査」に、「主要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整」を「特定事項に関する事務」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十項を第九項とし、同条第十一項中「命ぜられた」を「命じられた」に改め、同項を同条第十項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。